【お知らせ】

院外処方箋の表記が変わります

北見赤十字病院では令和6年1月1日(月)から 院外処方箋の表記を一部を除き「一般名処方」 といたします。

厚生労働省が示している記載方法に準じて

【般】+「一般名(成分名)」+「剤形」+「含量」で記載されます。

※表記方法は変わりますが、今までと同じお薬を受け 取ることができます

一般名処方について

- 患者さんには「先発医薬品」と「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」のど ちらのお薬で調剤するのか保険薬局で相談していただけます。
- 後発医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者 さんの負担軽減や、国の医療費節減につながります。
- 一般名処方により同じ成分であれば同じ効果が期待できる(厚生労働省見解)ため、供給が不安定な医薬品についても対応しやすくなります。

ご不明な点がございましたら、職員にお問い合わせください。 なお、お薬の商品名に対するお問い合わせにつきましては、保険薬局にて ご相談ください。 令和5年12月15日 病院長